

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	前期末	経過措置に よる不算入 額
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額				
1a	うち、資本金及び資本剰余金の 額				
2	うち、利益剰余金の額				
1c	うち、自己株式の額 (△)				
26	うち、社外流出予定額 (△)				
	うち、上記以外に該当するもの の額				
1b	普通株式に係る新株予約権の額				
3	評価・換算差額等及びその他公表準 備金の額				
	経過措置により普通株式等 Tier1 資 本に係る基礎項目の額に算入され るものの額の合計額				
	………… (その内訳を記載)				
	…………				
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項 目の額 (イ)				
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>					
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービ シング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額				
8	うち、のれんに係るものの額				
9	うち、のれん及びモーゲージ・ サービシング・ライセンスに係るも の以外のものの額				
10	繰延税金資産 (一時差異に係るもの を除く。)の額				
11	繰延ヘッジ損益の額				
12	適格引当金不足額				
13	証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額				
14	負債の時価評価により生じた時価				

	評価差額であって自己資本に算入される額				
15	前払年金費用の額				
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
18	少数出資金融機関等の普通株式の額				
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額				
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
27	その他 Tier1 資本不足額				
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項				

	目の額	(ロ)			
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>					
29	普通株式等 Tier1 資本の額	((イ) - (ロ))	(ハ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
		…………… (その内訳を記載)			
		……………			
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額	(ニ)			
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
		…………… (その内訳を記載)			

	.....				
42	Tier2 資本不足額				
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				
<b>その他 Tier1 資本</b>					
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (へ)				
<b>Tier1 資本</b>					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)				
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額				
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額				
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額				
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	..... (その内訳を記載)				
	.....				
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調				

	達手段の額				
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…………… (その内訳を記載)				
	……………				
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
<b>Tier2 資本</b>					
58	Tier2 資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)				
<b>総自己資本</b>					
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)				
<b>リスク・アセット (5)</b>					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額				
	…………… (その内訳を記載)				
	……………				
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
<b>自己資本比率</b>					
61	普通株式等 Tier1 比率 ( (ハ) / (ヲ) )				
62	Tier1 比率 ( (ト) / (ヲ) )				
63	総自己資本比率 ( (ル) / (ヲ) )				
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
74	無形固定資産 (モーゲージ・キャッシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				

75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額				
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額				
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額				
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、

資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。  
なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄

には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及び

その子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）  
附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(9) その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	経過措置に よる不算入 額	前期末	経過措置に よる不算入 額
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額				
1a	うち、資本金及び資本剰余金の 額				
2	うち、利益剰余金の額				
1c	うち、自己株式の額 (△)				
26	うち、社外流出予定額 (△)				
	うち、上記以外に該当するもの の額				
1b	普通株式に係る新株予約権の額				
3	その他の包括利益累計額及びその 他公表準備金の額				
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後 少数株主持分の額				
	経過措置により普通株式等 Tier1 資 本に係る基礎項目の額に算入され るものの額の合計額				
	………… (その内訳を記載)				
	…………				
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項 目の額 (イ)				
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>					
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービ シング・ライセンスに係るものを除く。) の額の合計額				
8	うち、のれんに係るもの (のれ ん相当差額を含む。) の額				
9	うち、のれん及びモーゲージ・ サービング・ライセンスに係るも の以外のものの額				
10	繰延税金資産 (一時差異に係るもの を除く。) の額				
11	繰延ヘッジ損益の額				
12	適格引当金不足額				

13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
15	退職給付に係る資産の額				
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
18	少数出資金融機関等の普通株式の額				
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額				
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				

27	その他 Tier1 資本不足額				
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)				
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>					
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額			
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…………… (その内訳を記載)				
	……………				
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)				
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の				

	額				
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…………… (その内訳を記載)				
	……………				
42	Tier2 資本不足額				
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)				
<b>その他 Tier1 資本</b>					
44	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)				
<b>Tier1 資本</b>					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳				
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額				
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
48-49	Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額				
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				

50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額				
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額				
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…………… (その内訳を記載)				
	……………				
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)				
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…………… (その内訳を記載)				
	……………				
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)				
<b>Tier2 資本</b>					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)				
<b>総自己資本</b>					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)				
<b>リスク・アセット (5)</b>					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額				
	…………… (その内訳を記載)				
	……………				

60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
<b>連結自己資本比率</b>					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))				
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))				
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))				
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>					
72	少数出資金融機関等の対象資本調 達手段に係る調整項目不算入額				
73	その他金融機関等に係る対象資本 調達手段のうち普通株式に係る調 整項目不算入額				
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産 (一時差異に係るもの に限る。)に係る調整項目不算入額				
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>					
76	一般貸倒引当金の額				
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算 入上限額				
78	内部格付手法採用行において、適格 引当金の合計額から事業法人等向 けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失 額の合計額を控除した額 (当該額が 零を下回る場合にあつては、零とす る。)				
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上 限額				
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算 入上限額				
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から 適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算 入上限額を控除した額 (当該額が零 を下回る場合にあつては、零とす				

	る。)				
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額				
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

### (3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。
- d 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- e 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

### (4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- c 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する

資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

- d 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- e 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第二条各号又は持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本

調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(9) その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

## (附則別紙様式第三号)

項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額 (△)				
うち、社外流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除				

く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）				
<b>自己資本</b>				
自己資本の額（(イ) - (ロ)）（ハ）				
<b>リスク・アセット等（3）</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				

うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）				
うち、繰延税金資産				
うち、前払年金費用				
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー				
うち、上記以外に該当するものの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)				
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 ((ハ) / (二))				

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。
- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第三十七条のい算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比

率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。

- d 「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

## (2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合に於ける当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第二号に掲げる

額をいう。

- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第三号に掲げる額をいう。
- j 「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第四十条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第一項及び第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十八年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で100であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（四十パーセント）を乗じた額（40）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた60を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	40	60	20	80
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	40	60	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第一項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

### (3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第四十四条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「前払年金費用」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第二項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は前払年金費用の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用

される自己資本比率告示第七十六条の二の三若しくは第百七十八条の二の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、前払年金費用及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十五条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十六条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- e 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- f 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第二項の規定に従い算出された額をいう。

#### (4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

## (附則別紙様式第四号)

項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額 (△)				
うち、社外流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額				
うち、為替換算調整勘定				
うち、退職給付に係るものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後少数株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				

コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				

	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）					
<b>自己資本</b>					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）					
<b>リスク・アセット等（三）</b>					
信用リスク・アセットの額の合計額					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）					
うち、繰延税金資産					
うち、退職給付に係る資産					
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー					
うち、上記以外に該当するものの額					
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）					
<b>連結自己資本比率</b>					
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））					

(注)

この様式において使用する用語は、自己資本比率告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）をいう。以下同じ。）及び持株自己資本比率告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）をいう。以下同じ。）において使用する用語の例によるものとする。

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するも

の額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。

- b 「コア資本に算入されるその他の包括利益累計額」のうち、「退職給付に係るものの額」の欄には、平成二十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額を記載すること。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号ロ又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とし、持株自己資本比率告示第百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- e 「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第一項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- h 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

i 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

c 「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項又は第二項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積の永久優先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項又は第四項に規定する適格旧非累積の永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積の永久優先株の額の合計額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第三号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第三号に掲げる額をいう。

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第二号に掲げる額をいう。

- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第三号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第三号に掲げる額をいう。
- j 「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第二十八条第二項各号又は持株自己資本比率告示第十七条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第八条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十八年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額が合計で100であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（四十パーセント）を乗じた額（40）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた60を「経過措置による不算入額」に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	40	60	20	80
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	40	60	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第八条第一項又は第三項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

### (3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第三十三条又は持株自己資本比率告示第二十二条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「退職給付に係る資産」の欄には、自己資本比率改正告示附則第八条第二項又は第四項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は退職給付に係る資産の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第七十六条の二の三若しくは第百七十八条の二の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する（銀行持株会

社の場合、自己資本比率改正告示附則第十二条第三項及び第四項に規定するエクスポージャーについて同様とする。)。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十四条又は持株自己資本比率告示第二十三条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十五条又は持株自己資本比率告示第二十四条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- e 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第一項又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- f 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第二項又は持株自己資本比率告示第二十五条第二項の規定に従い算出された額をいう。

#### (4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、%」又は「千円、%」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>			
1a+2+1c-26	普通株式に係る株主資本の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
1c	うち、自己株式の額 (△)		
26	うち、社外流出予定額 (△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
1b	普通株式に係る新株予約権の額		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
8	うち、のれんに係るものの額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	前払年金費用の額		
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・		

		ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		
21		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
22		特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
27		その他 Tier1 資本不足額		
28		普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)		
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>				
29		普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
33+35		適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
36		その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)		
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>				
37		自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
39		少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40		その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42		Tier2 資本不足額		
43		その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
<b>その他 Tier1 資本</b>				
44		その他 Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)		
<b>Tier1 資本</b>				

45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ))	(ト)		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>				
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳			
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額			
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額			
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額			
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)			
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>				
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額			
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額			
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)			
<b>Tier2 資本</b>				
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)			
<b>総自己資本</b>				
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)			
<b>リスク・アセット (5)</b>				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)			
<b>自己資本比率</b>				
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))			
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))			
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))			
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額			
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株			

	式に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		

(注)

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（パーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号イに掲げる額をいう。
- c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第十九条第一項第五号ロに掲げる額をい

う。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第十四条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第五十二条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第五十二条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額と同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零と

する。)をいう。

(9) その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末	前期末
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)</b>			
1a+2+1c-26	普通株式に係る株主資本の額		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
1c	うち、自己株式の額 (△)		
26	うち、社外流出予定額 (△)		
	うち、上記以外に該当するものの額		
1b	普通株式に係る新株予約権の額		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額		
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		
<b>普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)</b>			
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額		
8	うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	退職給付に係る資産の額		
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の		

		うち普通株式に該当するものに関連するものの額		
20		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
21		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23		うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当するものに関連するものの額		
24		うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25		うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。） に関連するものの額		
27	その他 Tier1 資本不足額			
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)			
<b>普通株式等 Tier1 資本</b>				
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)			
<b>その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)</b>				
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額		
34+35	その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
35		うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)			
<b>その他 Tier1 資本に係る調整項目</b>				
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額			
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額			

39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		
42	Tier2 資本不足額		
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)		
<b>その他 Tier1 資本</b>			
44	その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)		
<b>Tier1 資本</b>			
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目 (4)</b>			
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額		
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
48-49	Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額		
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額		
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>			
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額		
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		
<b>Tier2 資本</b>			
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		

<b>総自己資本</b>			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ))	(ル)	
<b>リスク・アセット (5)</b>			
60	リスク・アセットの額	(ヲ)	
<b>連結自己資本比率</b>			
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		
<b>調整項目に係る参考事項 (6)</b>			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目 不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式 に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係 るものに限る。)に係る調整項目不算入額		
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整 項目不算入額		
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)</b>			
76	一般貸倒引当金の額		
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から 事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエク スポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該 額が零を下回る場合にあつては、零とする。)		
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)</b>			
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあつては、零とする。)		
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調 達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合にあつては、零とする。)		

(注)

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通株式に係る株主資本の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目

a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第五条第一項第二号又は持株自己資本比率告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

b 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第一号に掲げる額をいう。

e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第二号に掲げる額をいう。

f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第九項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第九項第三号に掲げる額をいう。

g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第八条第十項第三号又は持株自己資本比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「銀行の特別目的会社等」は、銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。
- d 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- e 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 持株会社にあつては、「うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- c 持株会社にあつては、「うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」を「うち、銀行持株会社の連結子法人等（銀行持株会社の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額」と読み替えるものとする。
- d 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号イ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。
- e 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第七条第一項第六号ロ又は持株自己資本比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第二条各号又は持株自己資本比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

(7) Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあつては、自己資本比率告示第百五十二条第二号又は持株自己資本比率告示第百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第百五十二条第一号又は持株自己資本比率告示第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。

(9) その他

この様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ

れ読み替えるものとする。

(別紙様式第四号)

項目	当期末	前期末
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		
うち、資本金及び資本剰余金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、自己株式の額 (△)		
うち、社外流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		

特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。

- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第三十七条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第百五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以

下同じ。)の額及び適格旧資本調達手段(自己資本比率改正告示附則第三条第二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。)の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。

- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第五項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第四十一条第六項第三号に掲げる額をいう。

### (3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第四十四条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する(例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等)。
- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十五条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

- d 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第四十六条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- e 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- f 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用行において、自己資本比率告示第四十七条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

(別紙様式第五号)

項目	当期末	前期末
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		
うち、資本金及び資本剰余金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、自己株式の額 (△)		
うち、社外流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		
うち、為替換算調整勘定		
うち、退職給付に係るものの額		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		
コア資本に係る調整後少数株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		

(注)

(1) コア資本に係る基礎項目

- a 「普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額」のうち、「上記以外に該当するものの額」の欄には、普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額の内訳として、資本金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額、自己株式の額及び社外流出予定額以外のものがある場合に、その項目及び額を記載すること。
- b 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「一般貸倒引当金コア資本算入額」とは、一般貸倒引当金の額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、自己資本比率告示第二百五十二条第二号ロ又は持株自己資本比率告示第三百三十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- c 「コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額」のうち、「適格引当金コア資本算入額」とは、内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額をいう。ただし、当該額が自己資本比率告示第二百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とし、持株自己資本比率告示第三百三十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額をいう。
- d 「適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項又は第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- e 「適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- f 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第四条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- g 「土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正

告示附則第七条第一項及び第二項又は第三項及び第四項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第七条第一項又は第三項の規定に従い、自己資本比率告示第二十五条又は持株自己資本比率告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2) コア資本に係る調整項目

- a 「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- b 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- c 「自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第九条第一項又は第二項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額、適格旧非累積的永久優先株（自己資本比率改正告示附則第三条第一項又は第四項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。以下同じ。）の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第三条第二項又は第五項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載することとし、また、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、普通株式の額、強制転換条項付優先株式の額及び適格旧非累積的永久優先株の額の合計額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第六項第三号又は持株自己資本比率告示第十八条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第一号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第二号又は持株自己資本比率告示第十八条第七項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十九条第七項第三号又は持株自己資本

比率告示第十八条第七項第三号に掲げる額をいう。

(3) リスク・アセット等

- a 「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第三十三条又は持株自己資本比率告示第二十二条の規定に従い算出された額をいう。
- b 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十二条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する（銀行持株会社の場合、自己資本比率改正告示附則第十二条第三項及び第四項に規定するエクスポージャーについて同様とする。）。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。
- c 「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十四条又は持株自己資本比率告示第二十三条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- d 「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十五条又は持株自己資本比率告示第二十四条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。
- e 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第一項又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項の規定に従い算出された額をいう。
- f 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第二項又は持株自己資本比率告示第二十五条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) その他

- a 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。
- b 表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。
- c 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。